

答 申 第 5 号

平成28年1月29日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

行政不服審査法の全部改正に伴う芦屋市の情報公開・個人情報保護に関する不服申立て制度における対応について（答申）

平成27年11月10日付け芦総文第1171号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

平成26年6月13日に行政不服審査法が全部改正され、不服申立てに対する審査制度が大幅に変更されることに伴い、芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例に基づく不服申立て制度における対応について意見を求められたもの。

2 答申内容

(1) 行政不服審査法による審理手続

改正後の行政不服審査法（以下「改正法」という。）では、審査請求について、審査庁が指名する審理員による審理を経て、国の場合は、行政不服審査法上の第三者機関に諮問しなければならないこととされた。

これは、処分に関する手続に関与していない審理員が審理を行うことにより審理の公正性・透明性を高め、さらに第三者機関において審理員が行った審理の適正性や法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するためである。

(2) 行政委員会等が審査庁の場合における審理員制度の適用除外

地方自治法第138条の4第1項に規定する地方自治体の執行機関である委員会（例、教育委員会）や委員（監査委員）等が審査庁となる場合においては、審理員制度は適用されない。

これは、当該委員会、委員等は、委員の選任等に特別の配慮が払われ、公正かつ慎重に判断が行われることが制度上担保されていると考えられるためである。

(3) 条例に基づく処分に関する審理員制度の適用除外

改正法第9条1項ただし書の規定により、条例に基づく処分については、条例で特別の定めをすると、行政委員会等が審査庁となるときと同じく、審理員制度を適用除外とすることができる。

これは、条例に基づく処分について、第三者機関が実質的な審理を行うことが制度上確保されている仕組みがある場合は、公正かつ慎重な判断が制度上担保されていることから、審理員の指名は要しないとされているためである。

(4) 情報公開・個人情報保護審査会の審理について

現在、芦屋市情報公開条例第2条及び芦屋市個人情報保護条例第2条に規定する実施機関（市長、教育委員会等）は、公開決定等又は開示決定等に対して行政不服審査法による不服申立てがあったときは、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度並びに地方行政等に関し専門的な識見を有する外部の委員により構成される附属機関であり、実施機関からの諮問を受け、不服申立人の意見陳述及び当該実施機関からの意見聴取において双方の主張を聴くなど必要な調査を行い、公開決定等や開示決定等の適法性、妥当性について客観的かつ専門的立場から審議した上で答申し、実施機関はその答申を踏まえて決定又は裁決を行っている。

このように審査会は、平成16年度に設置されて以来、第三者機関として重要な役割を果たしてきたと同時に、種々の事案の審議を積み重ね、情報公開制度及び個人情報保護制度について他の仕組みによっては代替することのできない知見を有している。

(5) 審理員制度を適用除外とすることについて

上記(4)のとおり、芦屋市においては、公開決定等及び開示決定等に係る審査

請求については、改正法が目的とする審理の客観性・公平性は現行の手續において十分に確保されている。

したがって、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る審査請求については、審理員による審理手續を適用しないこととし、芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例において、その旨の規定を設けることが適當である。

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月10日	諮問書の受理
平成27年11月16日	第1回審議
平成28年 1月27日	第2回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会 長
武田 雄三	弁護士	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	